

# (参考) 中間論点整理における経過措置料金の解除基準 (概要)

検討項目 (全ての項目を総合的に検討)		内容
消費者等の状況		<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>電気のスイッチングについて、消費者等がどの程度の関心を持つか。将来的にどのように推移するか。</u><ul style="list-style-type: none"><li>○現在の消費者の関心 (認識可能な事業者数)</li><li>○現在の消費者の満足度 (スイッチング実施・非実施の理由)</li><li>○スイッチング率 (事業者内、事業者間)</li><li>○スイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性</li><li>○その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無</li></ul></li></ul>
十分な競争圧力の存在	低圧部門の市場構造	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>旧一般電気事業者の低圧部門の料金値上げに対する競争圧力が十分に存在する蓋然性があるか。</u> (B、Cは必須事項。A、Dは付加的事項)<ul style="list-style-type: none"><li>A 旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響 (シェアやブランド等によって非常に有力であるため競争圧力が機能しない可能性の有無)</li><li>B 有力※1で独立した競争者が複数存在すること※2、3<ul style="list-style-type: none"><li>※1 例えば、各供給地機を主たる事業拠点として低圧事業を行う小売事業者について、当該供給地機の低圧市場におけるシェアが5%を馬割っているなど、当該地域において継続的に事業を行いうる事業能力</li><li>※2 供給区域内における状況のばらつきにも配慮する必要がある。</li><li>※3 例外的な場合を除き、競争者は現に複数存在する又は近い将来に存在する見通しが具体的に存在することが基本となる。</li></ul></li><li>C 当該地域において競争者が利用可能な十分な供給余力が存在すること</li><li>D その他 (都市ガス事業又はLPガス事業からの競争圧力の程度等)</li></ul></li></ul>
	低圧部門の市場効果	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>市場構造を踏まえ、実際に、競争圧力が顕在化しているか。</u><ul style="list-style-type: none"><li>○新規参入者の参入状況および退出状況</li><li>○競争者を含め、自由料金の動向・協調行動の有無</li></ul></li></ul>
競争の持続的確保	競争基盤の構築状況	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>スイッチングを促進する上での競争基盤は十分に構築されているか。</u><ul style="list-style-type: none"><li>○スマートメーターの普及度合 (対低圧契約口数比) ○スイッチングの容易性(手続、期間) 等</li></ul></li></ul>
	競争的環境の持続性	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ <u>競争的環境は継続的に確保されるか。</u><ul style="list-style-type: none"><li>○電源アクセスに関するイコールフットイングが確保されていれば、特段の事情がない限り、競争圧力の持続性は継続する可能性がある。</li><li>○そうではなければ、市場支配的事業者等による内部補助等による競争歪曲の懸念を解消するために必要な措置を検討する必要。</li></ul></li></ul>

※ 客観的な判断に資するため、経済モデルを参考とする。また、検討に当たっては、消費者等の理解を得るための取組が重要。